

議案第 28 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議について

四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により市議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

市川市長 田 中 甲

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のように定める。

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

別表第2第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

## 理 由

千葉県市町村総合事務組合を組織する団体以外の地方公共団体である四市複合事務組合から、千葉県市町村総合事務組合に対し、令和5年4月1日から公平委員会に関する事務を共同処理したい旨の依頼があったことから、同組合を組織する団体の数の増加及び規約における関係規定の改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。